

◆消費税軽減税率制度～連載記事シリーズ 4 回目～



Q① 家畜の飼料やペットフードの販売は、軽減税率の適用対象となりますか？

A 「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるものではない牛や豚等の家畜の飼料やペットフードは、「食品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません。

Q② 洋菓子店ですが、希望するお客様にサービスで保冷剤を付けてケーキやプリンを販売することがありますが、これらの洋菓子の販売は、軽減税率の適用対象となりますか？

A 人の飲用又は食用に供されるケーキやプリンなどの洋菓子は、「食品」に該当し、サービスで保冷剤をつけて販売する場合であっても、軽減税率の適用対象となります。ただし、保冷剤について別途対価をとっている場合は、保冷剤は、「飲食料品」に該当しないことから、軽減税率の適用対象となりません。

※2018 年 10 月日本商工会議所発行 「消費税軽減税率制度導入と消費税転嫁対策」より

◆掛金がさらにお安くなりました！加入をぜひご検討ください！～生命共済制度～

加入資格は、会員事業所の役員・従業員で 14 歳 6 ヶ月超 65 歳 6 ヶ月以下の方です。更新される場合に限り 75 歳 6 ヶ月までご継続できます(掛金は事業所が負担いただきます)。

保険金及び掛金の一例 (36 歳～40 歳男性の場合)

口数		2 口	3 口	4 口	5 口
保 險 金	不慮の事故による死亡・高度障害のとき	400 万円	600 万円	800 万円	1,000 万円
	疫病による死亡・高度障害のとき	200 万円	300 万円	400 万円	500 万円
改定後 掛金/月		1,004 円	1,506 円	2,008 円	2,510 円
改定前 掛金/月		1,042 円	1,563 円	2,084 円	2,605 円
差額		▲38 円	▲57 円	▲76 円	▲95 円

◆優良従業員表彰制度～表彰状を随時交付しますので是非ご検討ください～

当所では永年勤続従業員や事業所の発展に寄与された従業員の方々を対象に、ご推薦いただいた事業所の希望日に合わせて会頭名による表彰状を交付し、事業主から被表彰者に授与していただく「会員事業所優良従業員表彰」を実施しています。

(永年勤続者表彰)

(1) 会員事業所に永年勤続され、勤務成績が優良な方 (勤続満 10 年、20 年、30 年以上)

(功労者表彰)

(2) 会員事業所を定年退職する従業員で、事業所の発展に功労のあった方

(3) 会員事業所に勤務する従業員で、事業所の発展に功績のあった方

手数料：表彰状 1 枚につき、一律 1,050 円 (消費税含)

